

氏 名	呉 豪 人
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 31 号
学位授与の日付	平 成 12 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	法 学 研 究 科 基 礎 法 学 専 攻
学位論文題目	「台湾法史」の可能性：法社会史的・法思想史的試論

論文調査委員 (主 査) 教 授 河 上 倫 逸 教 授 田 中 成 明 教 授 伊 藤 孝 夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本の植民地時代の台湾における法の近代化の過程、及びその過程における台湾人の近代的ナショナル・アイデンティティの変遷史を法社会史的・法思想史的視座から解明しつつ、さらに「台湾法史」という新たなる学科を築き上げようとするものであり、五章から成っている。

まず序章は、日本および台湾の戦後における台湾研究の不在に対する著者の批判から始まっている。これに代えて、著者が打ち出すのは、「アイデンティティ論に基づく比較法文化史」という問題意識である。

以下、著者は、この問題意識を念頭に置きつつ、新しい台湾法史の構築を試みようとしている。

第一章「ドイツ人種学的法学と『台湾私法』の成立」は、情代台湾の前近代的な法秩序を、近代法の枠組みに取り入れて説明・再編することを最初に試みた植民法学者岡松参太郎の業績に対して、法思想史＝ドイツ人種学的法学 (ethnologische Jurisprudenz) の全般的検討を通して、批判と同時に再評価を与えるものである。

殖民統治前期 (1895 - 1921 年) における台湾法制の特徴は総督の発する律令による特別立法政策と、その延長線上にある児玉源太郎総督・後藤新平民政長官体制の台湾旧慣立法路線の展開である。そしてこの体制の背後で決定的な役割を果たしたのが法学者岡松参太郎である。本章で取り上げたのは、前者、とりわけ台湾旧慣調査事業を牽引した岡松の法思想－すなわちドイツ人種学的法学とその学問的系譜である。人種学的法学は、歴史法学派の法思想とダーウィンの進化論の流れを汲み、また言語学、社会学、人種学等の手法を取り入れて成立した、19 世紀ドイツの新興学問の一つであり、比較法学の前身でもあるが、当時では、ドイツのいわゆる講壇法学から単なるディレクタントイスムとして異端視された。だがこの学問には、限らない知的好奇心と殖民政策に寄与する実用性が同時に秘められている。こうした両面性が、人種学的法学を台湾旧慣調査の基調とした岡松の仕事にも示されている。著者は、岡松が旧慣路線の有効性を力説しつつも、実際にはむしろ自らの観念論的好奇心に傾いたために旧慣路線を堅持したことを指摘している。その点について、岡松のパトロンたる後藤新平の「生物学的漸進植民論」や、旧慣立法路線とは極めて対蹠的な、原敬の内地延長主義路線のような政治的打算とは本質的に相容れないものである。もし、岡松の構想が実現すれば、日本民法に優る「台湾民法」が世に問われる筈だが、殖民地統治上の有・効性の一面的強調の故に却って、岡松の歿後、旧慣路線は頓挫し、「台湾民法」なるものも遂に世に問う機会には恵まれなかったのである。

第二章「殖民地台湾における祭祀公業制度の改廃問題」は、私法学の立場から、台湾の最も代表的な慣習法－祭祀公業－の法的性質及びその改廃をめぐる生じた影響を中心に論じる。

祭祀公業は、或る同姓・同出身の宗族が祖先を祭祀する為に設定された独立財産であり、子孫全員の同意がなければ財産の分割は不可能だという合有・総有的性質に基づき、非国民国家の台湾では長らく「ミニ公法人」・「ミニ私法人」の役割を果たしてきた。しかし、1923 年を境に、内地延長主義が殖民政策の主幹となり、日本の民商法が台湾に適用されるや、公業改廃の論戦は忽ちに激化した。この際、特に注目すべきは、殖民政府に終始協力を惜しまなかった台湾の名望家や大家族の伝統墨守と、日本人実務法曹と抗日民族運動者の近代性 (modernity) に対する認識の奇妙な一政、ということである。結

局、台湾在住の日本人実務法曹らの強い要望によって、公業の法的性質がついに「普通法上の法人」と見なされ、その結果僅か7年間で8割以上の公業が解体を余儀なくされたのである。著者は、この出来事を以下のように解釈している。すなわち、台湾は日本の民商法の導入を契機に、祭祀公業という古い村落共同体を喪失したが、これに代わって公共的意義を帯びた近代的な市民社会が形成され始めたというのである。著者によれば、その後、抗日民族運動者達を始めとして、台湾人は新しい共同体＝国民国家への「想像・投影」を展開してゆくと共に、未だ嘗て台湾史上にない近代的なナショナル・アイデンティティを暗中模索しつつあったのである。

第三章『『獅子（志士）狩り事件』－治書事件再考』では、著者は治安書察法第9条違反事件という、台湾史上最初の政治裁判の二回にわたる法廷弁論を通して、検察・弁護側に分かれた日本人法曹の植民地認識を検証しており、加えて戦前から戦後に至る台湾人の体制内闘争という戦術の限界をも検討する。寛容さについて程度の差こそあれ、基本的には検察・弁護側の何れも台湾民族運動を朝鮮のような歴とした民族的抵抗と認めなかった。だが治書事件が起きた時点の台湾の社会では、ハーバーマスの所謂公共圏の形成が既に始まりつつあることを無視できない。すなわち、近代的教養を身につけた、日本語を見事に駆使することの出来る市民階層が既に形成されつつあり、しかも日本の憲法に基づいて組織的に総督の委任立法権に挑戦しようとするメディアや結社等も出現しつつあった。そのため、植民政府は無理を承知で治安警察法を用いてこれを処罰しようとした。こうして同じ日本人が検察・弁護側に分かれて法廷弁論を問わせるきっかけが生じたのである。この両者の対抗は一見したところ、権力的法曹と「国民」法曹、自由法曹とのそれであるかのようである。しかし、著者をして言わしめれば、実際には、両者はともに法律実証主義・国家的法観の見地に立つ明治・大正期の法制官僚に他ならない。斯くして、被告らの敗訴は当然の帰結であった。この事件は、矢内原忠雄が指摘しているように、植民地台湾の置かれている「国際法的には内国、国内法的には外国」という状況を遺憾無く物語った事件である。このように、著者は指摘している。

終章「遅れてきたナショナル・アイデンティティ『台湾法史』に関する一つの覚書き」は、結論として、序章で提起した台湾法史の本質的な問題をより深めようとするものである。すなわち、西欧の近代民族主義の類型を整理・批判することによって、ナショナル・アイデンティティと台湾法史との相互依存関係についての検討、さらにこれを超克する可能性、及びグローバルな視野を持つ可能性、といった将来の課題に向けた、方法と態度のあり方についての再考である。

著者は、まず近代ヨーロッパにおけるナショナリズムの二つのパラダイム、すなわち「近代主義者 (modernist)」の立場に立ったフランスの「領土－市民 (territorial-civic)」パラダイムと、「原初主義者 (primordialist)」の立場に立ったドイツの「種族－文化 (ethnic-culture)」パラダイムを整理している。この二つの民族パラダイムは、和克と影響を繰り返しながら、やがて帝国主義の世界進出とともにアジアに辿り着いた。そして日本、中国など後発国のナショナリズムはドイツ型の民族パラダイムを選んだ。日中に挟まれた近代の台湾におけるナショナル・アイデンティティの形成の遅れは、まさにこのために生じたのである。こうした窮境から脱出するために、法学者が背負わなければならない任務は、新たなナショナル・アイデンティティを基盤とする台湾法史を成立させることに他ならない、と著者は結論づける。

論文審査の結果の要旨

本論文は、台湾法史の確立に向けて書かれた、最初の纏まった研究である。

このことを明らかにするためには、政治的背景にも少々言及せざるを得ない。一方では、戦後久しくわが国の台湾をはじめとする旧植民地研究は、低迷していたというべきであろう。しかし、冷戦の終焉と共に、研究者の目はようやく植民地史に向けられ始めた。そして僅々数年の間に我が国における旧植民地研究は、着実に自らの学問的市民権を獲得しつつある。就中、歴史学の分野では、植民者の側の視点ばかりでなく被植民地の立場をも考慮しながら、例えば植民地時代の台湾研究の業績を踏まえて成果を挙げている。他方では、著者の母国台湾では、80年代の中葉を境に、政治的民主化の要請に伴って、所謂本土意識＝台湾意識が芽生え始めた。それに伴い、「台湾を主体とする」知的研究は冬眠状態から甦り、歴史学を中心に様々な学問の分野から関心を集めている。日台間の学問的提携も地道ではありながらもそれなりの進展を成し遂げている。だが、こうした歴史学の発展とは対照的に、法史学、とりわけ法学者による台湾法史の研究は殆ど見当たらないのが偽らざる現状なのである。ゆえに、何よりも先ず、本論文は台湾法史の第一歩となるであろう。

では、「台湾法史」とは如何なるものであろうか。著者の「台湾法史」の規定によれば、『我々とは、民族であることを決断する我々自身である』というナショナル・アイデンティティに基づき、法史学的手法を用い、かつ他の学科の成果を吸

収して過去の台湾における法制度・法事実・法現象・法思想及び法感覚を研究対象として行われる学問である」。換言すれば、台湾法史とは、法史学一般の普遍性を有するにも拘わらず、それは、嘗て我が国の法学者により為されたそのような、単なる知的好奇心を満足させるためのものや、円滑な統治を手助けするためのものではない。著者の台湾法史論は、まさに「アイデンティティ論に基づいた比較法文化史」に他ならない。

本論文の内容と構成から容易に察知し得るように、著者は敢えて台湾法史を一つの「通史」としてでなく、「問題史 (Problemgeschichte)」として構築しようとしている。

成程、著者も叙上の如き、「アイデンティティ論に基づく比較法文化史」の視点に立った一つの「通史」叙述の必要性を承認しない訳ではあるまい。にも拘わらず、著者が本論文において「問題史」的アプローチを採用したことには、それなりに首肯すべき理由がある。著者が一次史料の不足に悩んだことは想像に難くない。この悩みは法史学者の共通のものなのだが、況や日台両国に跨る草分け的研究を志す本論文においては尚更であろう。しかし、著者は現時点で入手可能な史料の博搜に努め、本論文の提出後も、例えば姉齒松平、就中岡松参太郎関係文書の発掘等、この作業に従事しつつある。往々にして「通史」は平板化される通弊を孕んでいる。斯くして著者の知的廉直は現段階での「通史」叙述を許さなかったのである。しかるが故にこそ、「通史」ではなく「問題史」アプローチを採用したと思われる。

このアプローチによって、確かに素人には読解が困難となったことは否めない。にも拘わらず、このアプローチによって、却って「台湾法史」の可能性を剔抉することとなった。故に、日台両国における台湾法史研究を通じて、比較法史学の発展・深化に寄与していると評し得よう。

以上により本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

なお、平成 12 年 1 月 28 日に調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。